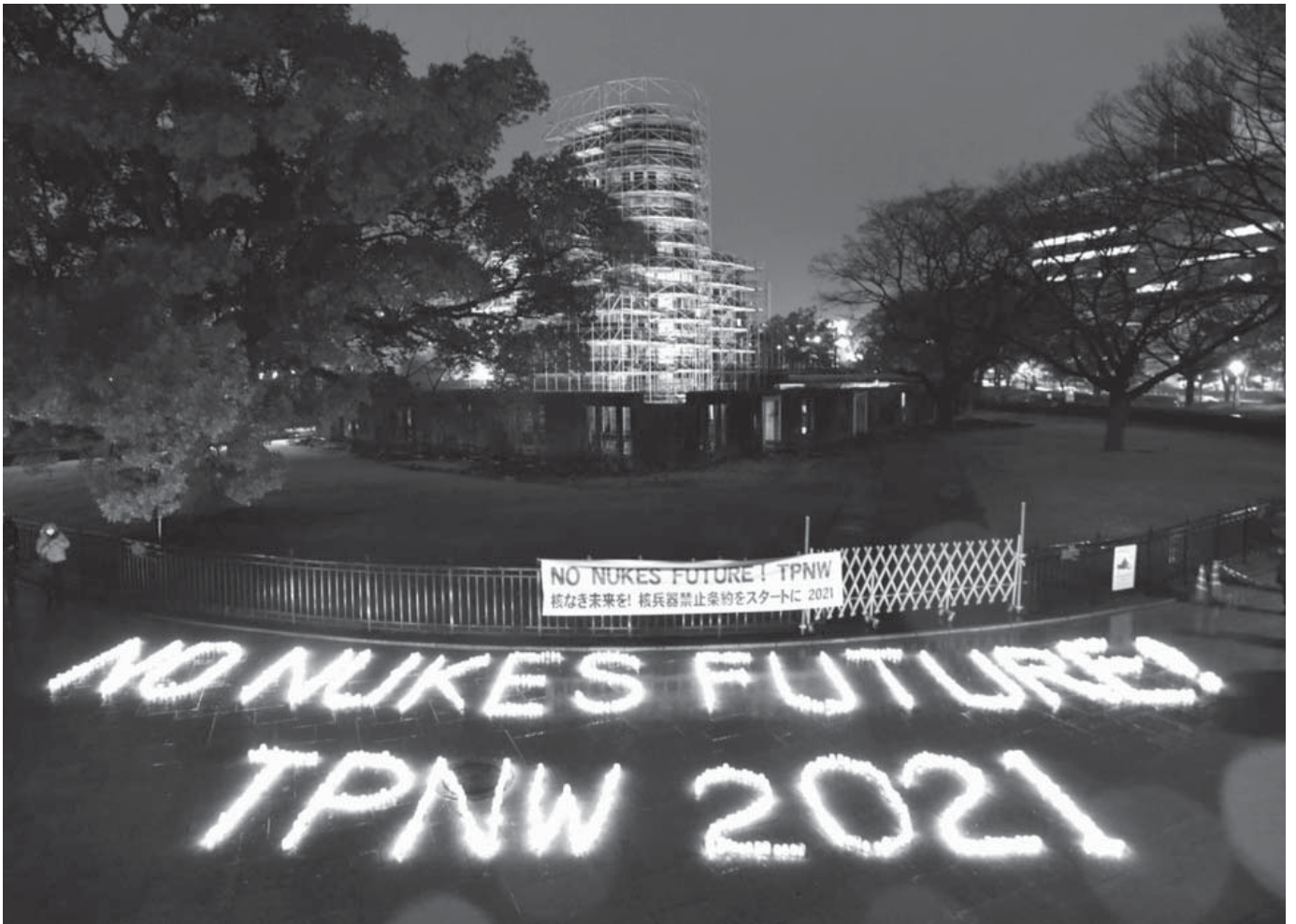


人類と地球の未来の ために



2021年1月22日（金）、1200個のキャンドルで、NO NUKES FUTURE！TPNW2021（核なき未来を！核兵器禁止条約をスタートに 2021）というメッセージが市民の手で創られ、主催団体である核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）と核兵器禁止条約のためのヒロシマ共同行動実行委員会による「核と人類は共存できない」の声明が読み上げられた。

東京反核医師の会ニュース vol.117

人類と地球の 未来のために



東京反核医師の会ニュース Vol.117 目次

- ピースドクター 「戦争体験の記憶・平和への思いを風化させないで」 2
リウマチ科・アレルギー科クリニックひらまつ内科（国分寺市）
平松 和子
- オンライン学習会「核被害者とともに」被爆者支援・反核運動の実践 語る 3
- 原水爆禁止2021年世界大会のご案内 6
- 【声明】「黒い雨」訴訟 高裁判決を支持するとともに上告断念を求める 7

2021年会費納入・寄付金のお願い

本号には2021年会費の郵便振替用紙を同封しております。

恐れ入りますが、9月30日までに今年度2021年分の年会費5,000円をご納入ください。また、2020年以前の会費が未入の方は、併せてお早めにご送金ください。カンパ・寄付金も随時募集しております。皆様のご協力をお願いいたします。

東京反核医師の会ニュース 第117号

発行日 2021年7月26日

発行人 東京反核医師の会

（核兵器廃絶・核戦争防止東京医師・歯科医師・医学者の会）

連絡先 〒160-0023

新宿区西新宿3-2-7 KDX新宿ビル4F（東京保険医協会気付）

TEL 03-5339-3601 FAX 03-5339-3449

★公式ホームページ★ <http://hankaku.tokyo/>

©Tokyo Physicians for Elimination of Nuclear Weapons (1988-2021)

※本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

戦争体験の記憶・平和への思いを 風化させないで

リウマチ科・アレルギー科クリニックひらまつ内科（国分寺市）

平松 和子

6/21のオンライン
学習会にご参加、直
後にご入会いただい
た平松和子先生に、
平和への思いをつづ
っていただきました。

■原点は「ゲンのいた谷」

私が平和への意識を持つようになったのは、子どもの頃読んだ課題図書『ゲンのいた谷』（長崎源之助・著）への感動からです。

終戦から25年後、いままでいやな思い出に触れなくなかった父が、同じ年頃になった息子にその体験を伝えなければという思いで、学童疎開をしていた山の中を息子と訪れる物語です。

その頃は反戦フォークソングも街で流れており、反戦が若者文化としてあったような気がします。

成長してから読んだ大江健三郎氏の『ヒロシマ・ノート』は、今再読しても、ただショックで胸をしめつけられます。

■人権無視が横行する世界と日本

自分にできることは

毎年夏になると、戦争について考えさせられますが、普段は平和であることが当たり前と思って暮らしています。しかし、最

近、世界に目を向けると一夜にして香港のように自治が奪われたり、ミャンマーのように軍部が政権を握ったりと、人権が無視される事態が起きています。

日本も他人事ではないと感じます。東京オリンピック開催に関して民意は無視され、民主主義という言葉が虚しく響きません。無力感を覚えつつ、都議選投票に参りました。少しは民意が都政、国政に届けばよいですが…。

広島のパネル記念式典も今年は昨年同様コロナ禍で大幅に縮小されたと報道がありました。広島の大原爆被害がそのうち人々に忘れられてしまうのではないかと危惧しています。

声高に反戦を叫ぶのは苦手ですが、自分にできることは何かないか。平和への願い、意思をなんらかの形で表明したい、そんな思いで入会させていただきました。

『ゲンのいた谷』が読み継がれる世の中であってほしい、戦争体験の記憶・思いを風化させないでほしいと願います。

被爆者支援・反核運動の実践 語る

6月21日、東京反核医師の会はオンライン学習会を開催し、12人が参加した。

講師の青木克明医師は、被爆者である母の長男として広島で出生。広島で長年被爆者支援に携わってきた他、広島県保険医協会副理事長を務めるなど幅広く活動してきた。昨年上京してからは東京反核医師の会の世話人を務めている。

当日は「核被害者とともに」と題し、広島・長崎への原爆投下から間もなく76年となる今もなお続く、原爆症認定や援護対象区域の見直しを求めるたたかいについて報告した。

以下、講演の概要を紹介する。

1) 被爆者の状況

2021年3月末で、被爆者は127,755人（前年より約9,000人減）で平均年齢は83.94歳である。図表・被爆者の各種手当の支給状況に示す通り、94%にあたる119,750人が何らかの手当を受給している。

原爆症には医療特別手当が支給されるが、3年ごとの更新審査で治癒していると判定されると特別手当に変更になり、特別手当受給者割合が増加している。

2) 原爆症認定を求めての長いたたかい

1987年から、個人による原爆症認定訴訟が相次いで起こり、結果はそれぞれ高



講師の青木克明医師
(東京反核医師の会世話人)

裁、最高裁勝訴の判決が出たが、国は認定制度を変えることなく、「原因確率表」を作り、審査をより厳しくした。被爆時の年齢、被曝線量から、病気の発症原因が原爆放射線である割合を確率で示したもので、被爆者の病状や被爆実態を無視した機械的な審査が横行した。

2003年に起こった広島原爆症集団訴訟では、2006年広島地裁で41人全員認定となった。2008年、政府は「原因確率」を改め、被爆実態に即したものとするため、認定する範囲を変更したが、その後も多くの申請が却下され、集団訴訟の司法判断とその後の審査での認定率との乖離が明らかになった。

新たな認定制度で却下された被爆者によるノーモア・ヒバクシャ訴訟が2009年大阪で始まり、全国7地裁で原告120人が集団提訴した。2021年8月現在、原告120人のうち訴訟終結したのは118人で勝率は77%。現在も大阪高裁2人が係争中である。

各種手当の支給状況2021年3月末（支給額は2021年度）

手当と月支給額	受給者	被爆者比（H広島市 N長崎市 T東京）	前年比
健康管理手当（34,970円）	107,032人	83.8% H79.6 N92 T74.4	-7,276人
医療特別手当（142,170円）	6,978人	5.5% H7.0 N5.2 T7.1	-45人
特別手当（52,500円）	2,218人	1.7% H2.0 N1.4 T1.9	-203人
保健手当（17,540円）	3,506人	2.7% H3.0 N0.2 T4.2	-210人
原爆小頭症手当（48,930円）	16人	0.001% H11	-1人
介護手当（平均39,220円）	13,808件	H8,267 N2,642 T1,480	-892件
家族介護手当（平均22,320円）	12,448件	H2,927 N6,167 T191	-184件

- ・被爆者127,755人のうち119,750人（94%）が何らかの手当を受給している。
- ・原爆症には医療特別手当が支給されるが、3年ごとに更新審査があり、治癒していると判定されると特別手当に変更される。
- ・保健手当は2km以内の被爆者に支給。
- ・介護手当は要介護2以上の介護費用の支給限度額超過分で上限有、毎月更新。

青木医師は広島共立病院時代に、原爆症認定申請の書類作成、診断書作成に長年協力した。

2) 「黒い雨被爆地域」の拡大を

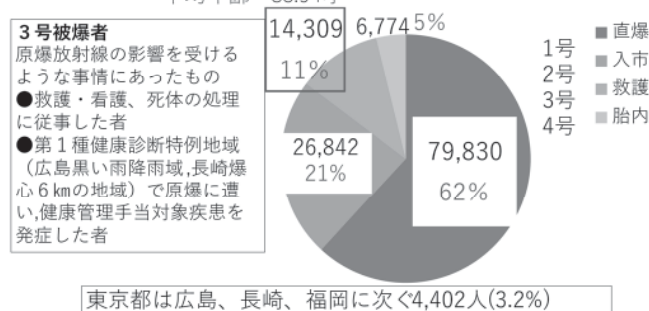
2015年、被爆者64人が広島地裁に被爆地域の拡大を求めて集団提訴を起こした（通称「黒い雨訴訟」）。2020年7月、広島地裁は84人全員勝訴判決をくだし、広島県と広島市は判決翌日に国に控訴断念を求めたが国は控訴し、たたかいの場は高裁に移っている。

長崎の被爆体験訴訟と連携し、広島・長崎での被爆地域の拡大を実現する必要がある（その後、7月14日に広島高裁は、国側の控訴を棄却。1審判決に続き、国の援護対象区域外にいた住民らを被爆者と認めた）。

3) 上関原発建設をめぐるたたかい

広島県保険医協会副理事長時代に、上関原発建設問題で祝島島民と懇談するなど、

被爆者の内訳 2021年3月末 127,755人（前年より8,927人減）
平均年齢 83.94才



原発建設反対の活動を行ってきた。広島協会などを含む35団体で「上関原発止めよう広島ネットワーク」を2010年に発足。2011年の福島原発事故後、13年に上関原発用地埋立禁止住民訴訟が起こり、建設予定海域の埋め立て免許延長を巡り、県の判断先送り不要な支出が生じたとして、県に対して賠償請求をするよう求めたが、20年10月に最高裁で敗訴が確定した。

この間、中国電力による海上ボーリング調査準備船が複数回現れたが、祝島島民の現場海域での操業によって調査を阻止している。

現在、国内で維持されている新設計画は

上関原発のみだが、国のエネルギー基本計画には原発の新増設は明記されていない。つまり上関原発計画には政策としての根拠が存在しておらず、中国電力は準備作業を進めながら国のゴーサインを待っている状況である。

2021年に策定される国の第6次エネルギー基本計画に原発新設を盛り込ませないことで、上関原発および国内の新規原発建設の芽を摘むことが重要だ（6頁参照）。

5) 福島甲状腺調査

福島県は、福島原発事故後、8歳以下の36万人の子どもたちの健康を長期的に見守るために甲状腺調査を開始した。先頭に立った山下俊一県立医大副学長は、「一定集団の甲状腺を生涯にわたって調べる世界的にも例がない調査で、子どもの甲状腺がんを心配する母親が多く、調査を安心につなげたい」と発言した。

甲状腺がんには若年発症と高齢発症のタイプがあり、大阪大学甲状腺腫瘍研究チームが2000年に提唱した甲状腺芽細胞がん説によれば、高齢型は分化した細胞が先祖返りして悪性化するため、危険なのは高齢型である。

福島県の甲状腺調査は2011年から13年にかけて実施した先行調査以降、14年から2年ごとに実施している。（20年はコロナ対応で実施が進んでいない。）チェルノブイリは幼少ほど発見率が高かったが、福島で11年から14年にかけて行われた調査では、男性で13歳以降、女性で8歳以降の発見率の上昇傾向がみられた。事故後の超音波検査で発見された若年者の甲状腺がん

の成長パターンの解析では、がんは初期に成長するが、その後停止することが想定される。

診断後の患者の人生を考えると経過観察は現実的でないものも多い。希望者が無料でエコー検査を受けられる体制は維持した上で、学校検診での強制的なエコー検査は中止し、触診で腫瘍を認めた場合はエコー検査にすべきだ。

6) 核なき未来へのスタート

核兵器禁止条約発効

2015年11月に広島で18か国から1,000人以上が参加した「世界核被害者フォーラム」で「広島宣言」が採択された。宣言では「核兵器の開発・実験・製造・保有・使用・威嚇を禁止するため法的拘束力のある国際条約を緊急に締結すること」を求めている。

その約1年半後、2017年6月には国連で核兵器禁止条約交渉会議が開始。同年7月8日、条約は賛成122（加盟国の63%）、棄権はシンガポール、反対はオランダのみの圧倒的多数で採択された。そして核兵器禁止条約を実現したICAN（反核医師の会も構成団体に名を連ねた）はノーベル平和賞を受賞した。

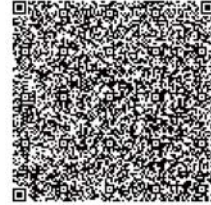
そして2020年10月24日、条約批准が50か国に達し、2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効された。核兵器禁止条約の発効を核なき未来へのスタートにしていくためにも、日本政府の同条約への参加を求めていく必要がある。



講演後の質疑では、「国は被爆者の本当の数をごまかそうとしているのではない

か」「原告3人の要医療性を否定した2020年2月最高裁判決が今後の原爆症認定に与える影響を注視する必要がある」「学校検診での一律のエコー検査はすべきでないとのことだが、子どもの健康への影響について継続的な調査は必要ではないか」等、参加者から活発な意見が出た。

現在、上関原発新設反対のネット署名が行われています（呼びかけ人：上関原発を建てさせない祝島島民の会）。下記QRコードから、ワンクリックで簡単に署名できますので、ぜひご協力ください。



ー原水爆禁止2021年世界大会ー

日程・プログラムのご案内

- ▶ テーマ：被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために
- ▶ 開催形態：オンライン (Zoom) ウェビナー形式
- ◆ 国際会議 8月2日 (月) 10:00~12:30
 - ・ 共通テーマ 「核兵器全面禁止の達成、核兵器のない世界へ」
- ◆ 広島 8月6日 (金) 10:00~12:30
 - ・ セッション1：核兵器のない世界への共同
 - ・ セッション2：日本と世界、草の根の運動の交流
 - ＜現地企画＞ヒバクシャとの連帯のつどい広島（仮称）
- ◆ 長崎 8月9日 (月祝) 10:00~12:30
 - ・ セッション1：核兵器のない世界への共同
 - ・ セッション2：日本と世界、草の根の運動の交流
 - ＜現地企画＞ヒバクシャとの連帯のつどい長崎（仮称）
- ◆ テーマ別集会
 - 8月4日 (水) 15:00~17:00 テーマ別集会Ⅲ
枯葉剤被害60年・被害者との連帯
 - 8月5日 (木) 14:00~16:00 テーマ別集会Ⅱ
沖縄連帯・外国軍事基地撤去
 - 8月7日 (土) 10:00~12:00 テーマ別集会Ⅳ
非核・平和のアジアと運動の役割
 - 8月7日 (土) 15:00~17:30 テーマ別集会Ⅴ
考えよう！核兵器・経済・環境
 - 8月8日 (日) 14:00~16:00 テーマ別集会Ⅰ
被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を
ー禁止条約に参加する日本をめざして

※東京反核医師の会では、東京保険医協会セミナールームにてZoomの視聴を行います。
ご参加希望の方は担当事務局☎03(5339)3601までご連絡ください。

7月14日、広島高裁は「黒い雨」による健康被害を認め、原告84人全員に被爆者健康手帳の交付等を命じた1審・広島地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却しました。この判決を受け、東京反核医師の会は下記の声明を発売し、広島県知事、広島市長、内閣総理大臣宛てに提出しました。
※7月26日、菅義偉首相は上告断念を表明しました。

「黒い雨」訴訟 高裁判決を支持するとともに 上告断念を求める

原爆投下直後に市内で降った「黒い雨」を浴び健康被害を受けたにもかかわらず、被爆者健康手帳などの交付申請が却下されたのは違法であると訴えた「黒い雨」訴訟について、広島高裁（西井和徒裁判長）は2021年7月14日、原告84全員に被爆者健康手帳の交付等を命じた1審・広島地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却した。

高裁判決は、被爆者援護法第1条3号に定められた、3号被爆者の要件「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」について、原爆の放射線により健康被害が生ずることを否定できないことを立証することで足りるとした。また、黒い雨には放射性降下物が含まれていた可能性があり、黒い雨に直接打たれた場合以外にも、内部被曝による健康被害を受ける可能性があったことから、「原爆の放射線により健康被害が生ずることを否定することができないもの」と認められるとした。

そして、国が援護対象の根拠とする1945年調査に基づく範囲（宇田雨域）よりも実際の黒い雨の降雨域は広範であったと推認され、原告は全員、原爆投下後に黒い雨降雨域（宇田雨域、増田雨域又は大瀧雨域のいずれか）に所在していたことから黒い雨に遭ったと認められるとし、それにより3号被爆者の要件を満たすと結論づけた。

高裁判決の論旨は極めて明快で、筋の通ったものである。同時に、原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に原告が罹患していることを根拠とした地裁判決に対して、現在疾病に罹患しているか否かではなく、健康被害が生じる「可能性」を問題にした点で、さらに一歩先に進んだ判断を示しており、黒い雨に遭ったすべての人に被爆者認定への道を開くものと評価できる。

県と市は国に対し、上告断念を申し入れている。本訴訟の直接の被告は県と市であるが、国からの法定受託事務であるため、実際には国の被爆者援護行政のあり方が問われている。我々は、広島市、広島県、そして国に対して、上告を断念するとともに、高裁判決の精神を受け止め、一刻も早く原告以外も含め、原爆の被害にあったすべての人を救済すべく、被爆者認定基準を抜本的に見直すよう求める。

2021年7月19日
核兵器廃絶・核戦争阻止 東京医師・歯科医師・医学者の会
（東京反核医師の会）
代表委員 向山 新、矢野 正明、片倉 和彦